

平成 28 年度第 2 回奈良県環境審議会 環境影響評価審査部会
議題 1 会議録

1. 開催日時 : 平成 28 年 7 月 8 日 (金) 13:30~15:00
2. 開催場所 : 奈良商工会議所 中ホール
3. 出席者
 - 環境影響評価審査部会委員 : 9 名
藤井部会長、久委員、樋口委員、坂井委員、高田委員、成瀬委員、前迫委員、前田委員
山田委員
 - 事務局他 : 9 名
(奈良県くらし創造部景観・環境局 環境政策課、廃棄物対策課、景観・自然環境課)
 - 事業者等 : 10 名
4. 傍聴者等 : 1 名
5. 議題 : 徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について
6. 配付資料 : 資料 1 環境影響評価準備書についての意見の概要の送付について
資料 2 環境影響評価準備書についての市町村長意見
資料 3 徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書※
資料 4 審査部会における意見概要、事業者の見解及び部会報告 (案)
【別添資料 1~3・補足説明資料】
※資料 3 の準備書は部会委員にのみ配布
7. 議事概要 : 事業者より、委員からの事前意見に対する見解について説明、事務局より部会報告(案)について説明がなされた後、審議が行われた。主な質疑については以下のとおり。

○質疑概要

藤井部会長 : ただいま事業者から回答がありました内容について、また本日お気づきの事がありましたら、ご意見をお願いしたいと思います。まず騒音振動のところで成瀬先生なにかございますか。

成瀬委員 : 別添資料1の地図のところで、N0.1の測定点で発破する場所が最も境界線上に近づいた地点と民家との線上で境界地点を求められていると思いますが、それで決められた境界線上と発破される騒音源との距離はどれくらいですか。位置関係をもう一度説明していただきたい。

事業者 : 最も近づいて発破する地点は残置森林を30メートルから50メートルくらい残して、さらに改変区域から20メートルバックしたところを最も近づいて発破する地点と想定して予測しています。

成瀬委員 : これから拡張される中での一番近いところですね。わかりました。発破の地点から民家までは相当な距離があるのですね。

事業者 : 敷地境界から民家までが90メートルくらいありますので、先ほどの30メートルと20メートルを足すと140メートルくらいとなります。

成瀬委員 : わかりました。

藤井部会長 : 前田先生と前迫先生のイタチ属の意見についてもこれでよろしいですね。サシバのモニタリング調査とミゾゴイの保全のところについて何かありましたらどうぞ。

前迫委員 : 前回とくらべると、随分前向きにサシバの営巣に対してフォローアップしていくということありがとうございます。「現在の位置より事業地側に営巣していた場合には3月から7月の(中略)で影響の程度を把握する」という風に書いてくださっております、別添資料2の3ページの生息環境についてのまとめですが、サシバの生態や行動を見ながら事業を進めますという配慮事項について姿勢をもっていただいているというのはわかりました。影響の程度を把握しますにとどまっていますのでそれに加えて把握しながら保全策を講じるというもう一步踏み込んで書くことは可能なかいかでしようか。サシバの営巣に影響を与えない範囲で事業を行っていききたいとい

うところはわかりますが、逆に言うとどんどん掘り進めることによって営巣地を離れるようなこともあり得るかと思しますので、モニタリングを続ける中で影響の程度を把握しながら必要に応じて保全策を講じるとか、事業の進捗を考えていただくとか、そのあたりまで踏み込むことが可能なのかどうかいかがでしょうか。

事業者 : モニタリング③については影響の程度を把握するとありますが、把握してそのまま放っておくというような考えはございません。把握した上で必要があれば有識者にご意見をお伺いすることもありますし、周辺の状況も加味して保全対策を講じるというところまで考えております。文言として保全対策について前迫先生がおっしゃったところもそのような意味をこめて表現したいと思います。

前迫委員 : ありがとうございます。結構です。

前田委員 : ミゾコイがいそうな環境はたくさんあるので、実際にいるかどうかかわかればよいが、問題ないと思います。

藤井部会長 : 修景緑化のところについては前迫先生いかがでしょうか。

前迫委員 : 以前は非常にざっくりしていて、どっちをむいているかわからなかった印象を受けたのですが、今回はこの辺はスギ・ヒノキの植林化されていますが、谷津田もあり里山環境ですのでそれを十分に勘案した緑化計画を立ててほしいというのが趣旨です。それが読み取れますのでこれで結構だと思います。

藤井部会長 : 文化財の坂井先生のご意見のところ、追加語句等はこれで十分でしょうか。

坂井先生 : 結構です。

藤井部会長 : 山田委員の脱水ケーキのところ、何かありますか。

山田委員 : 私が評価書に記載してほしいと言いましたのは、資料4の3ページの碎砂の洗浄後の汚水の処理方法についてもお願いをしたつもりでしたが、脱水ケーキの利用方法についてだけということになっているのでしょうか。評価書に資料4の3ページの図があるとわかりやすいのですが、準備書にはこの図

はありませんね。

事業者 : ごさいませんでした。ご質問を受け、これも含めて事業概要等に記載します。

藤井部会長 : 事前いただいたご意見について確認をさせていただきましたが、次に新たな意見で、前回おられなかった樋口先生・久先生何かありましたら、ご意見いただければと思います。

樋口委員 : 降下ばいじんのところで、現況の値があって地点によって値が違って、敷地に近いところではそこそこの値が出ていますが、距離が離れると値も低くなっているところをみると、現況でも既存施設の影響がある値です。それに対して準備書の162ページでは寄与値が現況の値に比べると、NO.1・NO.3ではかなり小さくて民家付近のNO.4ではちょっと値がでています。そのような予測の流れになっているのですが、現況値にもすでに既存の施設の値が含まれているという部分と、寄与値については現況でおそらく発生しているであろう値に比べるとかなり低い値を使っているという気がしますが、寄与値がこういう低い値になっていることについて追加でご説明いただけないか。

事業者 : 計算手法は、技術手法に示されているオーソライズされた手法とっております。寄与値について今やっている採石場からの分と考えますので、オーダー的にはこんなものかなという認識があるのと、この手法はアセス独特のやり方で、現在も事業をされている状況での現況値です。現況値でも敷地境界に近いところはプラントからの影響も含まれているかと思えます。実際のことを考えますと、これからも操業を続けて出荷量はほぼ同程度と考えておりますので、現況とほとんど変わらないと考えております。ただし、安全側の予測という考え方に基づいて、オーソライズされた手法を用いて、実際に出てくるであろう分を算出して、それを現況にプラスアルファしてこのようになっておりますので、現況と変わらない参考値を満足する結果を得ているというように考えております。

樋口委員 : 今のご説明だと前半部分で納得できる話です。後付けでつけると例えば敷地境界ぎりぎりの所と、離れた民家のところでこれだけのギャップがあるという部分に逆に矛盾が出てくる気がします。例えば「現況と変わらない操業であるので、現況と変わらない」というようなシンプルな評価の方がわかり

やすいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

事業者 : おっしゃる通りだと思います。そのようにまとめたらシンプルにまとめたと思います。繰り返しになりますが、安全側の予測に則ってるということです。

樋口委員 : あくまでプラスアルファしたということであり、現況と変わらないということ、わかりやすく記述していただきたいと思います。

事業者 : わかりました。ご指示を踏まえ追加修正したいと思います。

藤井部会長 : 表現のところは検討していただきたいと思います。

久委員 : 景観は非常にこの事業では難しいと思っております、どうしても現況・将来にわたって山を切り取っていくわけですから、岩が見えてくるというのは致し方なくて影響がないわけがない。評価書の段階でシミュレーション写真を明示していただいてチェックをさせていただく以外ないのかなと。まとめていけばできるだけ岩が見える範囲・期間をいかに短縮できるか、小さくできるかというのが勝負かなと思いますので、削り取ってから緑化だけではなくて、今採石をしている期間中にどういう形で岩が見えてくるかことをしっかりとシミュレーションしていただいて影響を小さくしていただくということをこの段階でお願いしておきたいと思います。準備書の段階ではシミュレーションしますということしか書けないので致し方ないと判断しております。

事業者 : 今のご指摘の確認ですけれども、準備書にフォトモンタージュの結果かつそれを経年変化で5年ごとの経年変化の写真を載せておりますので一定の結果を示しているかと思っております。その中でどの程度の緑化しているかということはフォトモンタージュでお示ししていると考えております。

久委員 : この段階ではこの評価としてやむをえないというような判断はさせていただいております。最終的に評価書の中で最終チェックということになるとおもいますのでというお願いです。

藤井部会長 : 今のところは487ページ景観の推移のところは予測をされて評価を書かれていますので、次は評価書でコメントが書かれて終わりということになり

ますね。他にご意見ございますか。

樋口委員 : 準備書の現況調査のところでは悪臭も項目にあがっているのですが、環境影響評価の項目に選定しない理由はあっていいのかと思うのですが、そもそもこの事業では評価の対象にしないといこうことになっているのですか。

事務局 : 技術指針では土石の採取の事業について悪臭は標準項目に入っております。地域の概況には現況については現状を書かないといけません。

樋口委員 : 標準仕様に則ってやっているということですか。

事務局 : そうです。

樋口委員 : わかりました。結構です。

藤井部会長 : 他にございますか。

高田委員 : 評価の結果には関係ありませんが、修正していただきたい箇所として2、3指摘させていただきます。準備書の63ページに「対象事業実施区域周辺の地形分類図」があり、凡例に「活断層Ⅰ」と書かれています。古い資料なので当時は活断層でもよかったのかもしれませんが、現状の定義では活断層と積極的に言うデータはありませんので、単に断層という表記にしたいと思います。これが活断層かどうかというのは重要で、将来的な地震の可能性があれば評価にもつながっていきます。採石場の安全・保全に関して考えると、この表記は無視できないので、是非修正していただきたい。活断層と書いておくとは何で考慮しないのかといわれかねませんので、そういう認識では評価していないという意味も含めて修正した方がよいと思います。

事業者 : 地域概況のとりまとめの出典は原本を公開されている資料を持ってそのまま記載するスタンスでまとめております。活断層という表現がそぐわないから修正をしてよろしいわけですね。

高田委員 : すべきだと思います。していないと活断層なのになんでこういう評価をしたのかといわれかねないと思います。

事業者 : わかりました。出典のところに注釈をつけて修正を加えます。

高田委員 : もう一つ。64、65ページですが、中央構造線というのは日本で一番有名な断層で、中部地方にいくとジオパークなどにも指定されています。65ページの「対象事業実施区域周辺の重要な地形・地質」に中央構造線が描かれてないのはおかしいですので、線だけは入れていただきたい。ただし活断層ではないので中央構造線であると是非いれておいていただきたい。形式的な修正かもしれませんがよろしくお願いします。

事業者 : わかりました。ありがとうございます。

藤井部会長 : 他に何かございますか。

成瀬委員 : 騒音・振動ですが、事業者見解ですが前半部分はアセスですから特定工場規制基準を基に評価しているという事でそれは結構です。将来発破位置が近づくとときに実施したモニタリングで基準をオーバーすることは考えられます。事業者見解では「特定工場基準を上回る場合は騒音対策を講じることにする」と書いてありますが、越した場合には、いろんな対策が必要だと思うのですがそのときにどうされるのかお聞きしたい。現状ではクリアしているけども将来はわからないので、そのときにどうされるのか考えをお聞きしたい。

藤井部会長 : 今のご質問について、今後は基準値を超えた場合にどう対策をとられるのかをお答えいただければと思います。

事業者 : 先ほど申しました、モニタリングを行って毎年データをとっていく形で基準を超えたとになりましたら、例えばNO.1ですと3.5メートルの遮音壁を立てるとか、火薬の量を制限していく、ベンチ高2メートル稼いでの掘削とか措置を順次行ってどんどん近づいても基準を超えないようにして、最後は50メートル手前まで来たら基準を守れないエリアですので、そこでは発破を行わない。近づいていく際にはモニタリングをしながらやっていくと説明させていただいております。

成瀬委員 : 私の希望としては、それを監督される県庁と協議なさって対策を行う必要があると思います。機械の稼働による対策は可能だと思います。発破の方は薬量も減らすことも可能ですので対策を行っていただきたい。あくまで特定工場の規制基準でおやりになるのであれば、いろいろ調整なさって騒音を下

げる必要はあると思います。その考え方をお聞きしたかったわけです。

事業者 : 基本的な考え方としては、事業者見解の1段落目に書いていますように、「騒音については、特定施設を有する事業場であることから敷地境界上で騒音規制法における特定工場を基準に評価しました」と表明しておりますので、基本的に特定工場の基準で考える。これからも考えていくということはここで表明させていただいております。

成瀬委員 : 近傍の住宅への影響は将来にとっても減衰がありますからいいと思います。アセスの観点から言えばクリアできると思います。私が心配しているのはだんだんと境界線上に近づいてくる場合もあるような説明でしたので、もっとも近づいた境界線上では騒音が大きくなって基準から外れることは考えられます。私が言っていることはそっちの方です。特定施設を有する事業場の規制基準に合わない場合はどうされるのかという事を聞いている。環境保全の騒音対策を講じられるでしょうけどもいかがでしょうか。

事業者 : 基本的な考え方の特定工場の規制基準に合わせて考えていく、そのためのマックスの対策、最も近づいた時の対策のフルメニューが別添資料(1)に示させていただいたと考えております。

成瀬委員 : 考え方としては、それで結構だと思います。

藤井部会長 : モニタリングしながら基準を超えないように対策を講じていくとあるので、それを守ってやっていただけると思いますのでよろしいですか。

成瀬委員 : 部会案として適切なものと思います。

藤井部会長 : 他にありますか。

前田委員 : 306ページで質問ですが、注の所の春季調査で「バットディテクターにより確認105キロヘルツ」とありますが、どんな声でしたか。キクガシラコウモリみたいな『ピピピピピ』だったのか『パパパパパ』だったのか『タタタタタ』だったのか。それによって105キロヘルツの意味が変わってきます。

事業者 : 春季における芦原川の暗渠の中では『ピピピ』という感じですね。

前田委員 : 夏季調査のまとめのところで、「キクガシラコウモリが63～70キロヘルツ、ユビナガコウモリが50キロヘルツであることから、105キロヘルツ付近の確認はこれら以外の種と考えられるため」と書いてあるが105キロヘルツが本当に別な種なのか。超音波の倍音って知っていますか？50キロヘルツの鳴き声が100キロヘルツでも聞こえます。ユビナガコウモリの声の可能性が非常に高い。実際ユビナガコウモリとキクガシラコウモリを確認していますよね？ユビナガコウモリの声は50でも聞こえるが、その倍音の100で聞いている可能性があります。だから「これら以外の種」とするには問題がある。むしろ夏季調査の2行目にあるバットディテクターの20～25キロヘルツの低い音。これの方が別のコウモリの可能性はある。105キロヘルツのものは、ユビナガコウモリの可能性はある。ということであると適当に直してください。ユビナガコウモリも倍音の100キロヘルツで聞こえる可能性があるということです。ユビナガがいたからこのときに洞窟の中で50の音は聞こえているのですか。

事業者 : このときはユビナガコウモリの50キロヘルツの音は聞こえていなかったです。100キロヘルツは聞こえていました。

前田委員 : 105キロヘルツはユビナガコウモリの可能性があるとということです。まとめのところで書いてある「105キロヘルツを確認はこれ以外の種と考えられる」というのはおかしいということです。書くのならば20～25キロヘルツの方が違う種の可能性が高いです。

事業者 : はい、分かりました。

藤井部会長 : 今の周波数に係るところは前田先生に確認して修正していただければと思います。よろしくお願ひします。他にございますか。それでは時間になりましたので、本日ご回答いただけなかった部分、また新たにお気づきの点がございましたら、8月1日の次の部会が最後になり、部会報告案をとりまとめなければいけませんのでお気づきの点がありましたら、早めに事務局を通じてご意見等お願ひしたいと思ひます。それでは進行を事務局の方に返させていただきます。